

役員等報酬規程

社会福祉法人やまぶき会

社会福祉法人やまぶき会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまぶき会の役員等の報酬等について定めるものである

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 役員（理事・監事）
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員

(理事会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及実費弁償費を支払う。

(理事会以外の会議への出席)

第4条 役員が理事長の招集する理事会以外の会議に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(理事長及び理事の報酬)

第5条 理事に対して、各年度の総額が3,000,000円を超えない範囲で、別表に定める金額を支払う。

- 2 役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費をおよそ4時間の実働で半額、それ以上は全額を支払う。
- 3 役員が評議員会に陪席とした場合は別表4により支払う。
- 4 役員が評議員選任・解任委員会に出席した場合は別表5により支払う。

(監事の報酬)

第6条 監事に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、別表に定める金額を支払う。

- 2 監事が法人及び施設の運営状況の監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給する。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給する。

- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(評議員会の出席)

第8条 評議員が評議員会に出席した時は、別表4により報酬及び実費弁償費を支払う。

(評議員選任・解任委員会の出席)

第9条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した時は別表5により報酬及び実費弁償費を支払う。

(報酬の支払方法)

第10条 報酬の支払方法は、次のとおりとする。

- (1) 別表の報酬についてはその都度、現金で支払う。
- (2) 報酬は、源泉所得税を控除した額を支払う。

(適用除外)

第11条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第12条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この規程は、平成18年4月1日より適用する
- 2 この規程は、平成25年9月1日より適用する
- 3 この規程は、平成26年4月1日より適用する
- 4 この規程は、平成28年12月20日より適用する
- 5 この規程は、平成29年7月1日より適用する
- 6 この規程は、平成30年12月17日より適用する
- 7 この規定は、令和元年6月4日より適用する

別表 1

名 称	報 酬	その他
理事会出席報酬等	5,000円	実費
会議等出席報酬等	3,000円	実費

別表 2

名 称	報 酬	その他	備考
役員報酬等	10,000円	実費	およそ4時間で5,000円 それ以上は全額
監事監査報酬等	15,000円	実費	

別表 3

旅 費	宿泊費	その他
実 費	12,000円	実費

別表 4

名 称	報 酬	その他
評議員会出席報酬等	3,000円	実費

別表 5

名 称	報 酬	その他
評議員選任・解任 委員会出席報酬等	3,000円	実費